教育・保育施設等の利用者負担額減免取扱要綱

（総則）

第１条　この要綱は、教育・保育施設等の利用者負担額に関する規則（平成27年規則第24号）第６条の規定に基づき、利用者負担額の減免に関し必要な事項を定めるものとする。

（減免対象要件）

第２条　利用者負担額の減免は、扶養義務者が次の各号に掲げる減免対象要件のいずれかに該当する場合に、別表に定めるところにより行うものとする。

(1) 扶養義務者が失業、疾病により収入が著しく減少し、利用者負担額の支払が困難となった場合

(2) 天災その他不慮の災害により利用者負担額の支払が困難となった場合

(3) その他、市長が特に減免の必要があると認める場合

（減免の申請）

第３条　利用者負担額の減免を受けようとする保護者は、利用者負担額減免申請書（第１号様式。以下「申請書」という。）に所定の書類を添付して市長に提出しなければならない。

（減免の決定）

第４条　市長は、前条により申請書の提出があったときは、減免の適否を決定し、その結果を利用者負担額減免通知書（第２号様式）により当該保護者に通知するものとする。

（減免事由）

第５条　複数の減免事由に該当するときは、減免期間が長い減免事由に該当するものとみなす。

（減免事由の消滅）

第６条　減免を受けている保護者は、減免の事由が消滅し、減免を受ける必要がなくなったときは、速やかに利用者負担額減免事由消滅届（第３号様式）を市長に提出しなければならない。

（減免の取消し）

第７条　市長は、減免を受けている保護者が次のいずれかに該当する場合は、当該減免を取り消すものとする。

(1) 申請書に事実と異なる虚偽を記載し、その他不正の行為によって減免を受けていることが判明したとき。

(2) 減免の事由が消滅し、減免を受ける必要がなくなったにもかかわらず、利用者負担額減免事由消滅届を提出しないとき。

２　市長は、前項の規定により減免を取り消したときは、利用者負担額減免取消通知書（第４号様式）により当該保護者に通知するものとする。

（その他の事項）

第８条　この要綱の施行に関し必要な事項は、福祉こども部長が定める。

附　則

この要綱は、令和８年10月１日から施行する。

別表(第２条関係)

減免事由	対象世帯	減免額	減免期間	添付書類等
(1)	当該世帯の減免申請月の前３か月の平均収入額が生活保護法による月額最低生活費に利用者負担額を加えた額に満たない世帯	全額免除	減免の申請の日の属する月の翌月から減免の事由を欠くこととなった日の属する月まで	・診断書 ・離職証明書その他倒産、失業等を証する書類 ・減免の事由が発生した日の属する月以降で申請月の前３か月分の給与その他の収入の状況を証する書類
(2)	全焼・全壊・大規模半壊・中規模半壊被害を受けた世帯	全額免除	災害が発生した日の属する月の翌月から６か月間	・り災証明書その他災害の被害程度を証する書類
(3)	半焼・半壊・準半壊被害を受けた世帯	全額免除	災害が発生した日の属する月の翌月から３か月間	・り災証明書その他災害の被害程度を証する書類

第1号様式(第3条関係)

利用者負担額減免申請書

年　月　日

横須賀市長　様

住　　所

保護者氏名

次のとおり利用者負担額(保育料)の減免を受けたいので、教育・保育施設等の利用者負担額減免取扱要綱第3条により申請します。

入所児童氏名及び生年月日		(　　年　月　日生)
		(　　年　月　日生)
		(　　年　月　日生)
入所施設名		
申請理由	ア	□ 失業、疾病等により、収入が著しく減少し、利用者負担額の支払が困難なため
	イ	□ 全焼・全壊・大規模半壊・中規模半壊被害を受け、利用者負担額の支払が困難なため
	ウ	□ 半焼・半壊・準半壊被害を受け、利用者負担額の支払が困難なため
事由発生日		

(添付書類)

申請理由	添付書類等
ア	● 診断書 ● 離職証明書その他倒産、失業等を証する書類 ● 減免の事由が発生した日の属する月以降で申請月の前3か月分の給与その他の収入の状況を証する書類
イ、ウ	● り災証明書その他災害の被害程度を証する書類

第2号様式(第4条関係)

利用者負担額減免通知書

年　月　日

(住 所)

(氏 名) 様

横須賀市長

先に申請のありました利用者負担額(保育料)の減免について、次のとおり決定しましたので通知いたします。

入所児童氏名及び生年月日	(　　年　　月　　日生)
	(　　年　　月　　日生)
	(　　年　　月　　日生)
入所施設名	
減免の可否	可　・　否
減免事由	□ 第2条第1項第１号に該当するため
	□ 第2条第1項第2号に該当するため
	□ 第2条第1項第3号に該当するため
減免後利用者負担額	円(月額)
適用期間	年　月　から　　年　月　まで
備考　本決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をすることができます。	

第3号様式(第6条関係)

利用者負担額減免事由消滅届

年　月　日

横須賀市長　様

住　　所

保護者氏名

次のとおり利用者負担額(保育料)の減免事由が消滅したため届け出ます。

入所児童氏名	(　　年　　月　　日生)
	(　　年　　月　　日生)
	(　　年　　月　　日生)
入所施設名	
減免の対象とならなくなった理由	

第4号様式(第7条関係)

利用者負担額減免取消通知書

年　月　日

(住 所)

(氏 名) 様

横須賀市長

年　月　日付けで決定した利用者負担額(保育料)の減免について、次の事由により取り消しましたので通知いたします。

入所児童氏名及び生年月日	(　　年　月　日生)
	(　　年　月　日生)
	(　　年　月　日生)
入所施設名	
減免取消月	年　月
減免取消理由	
備考　本決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をすることができます。	